

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が令和元年10月31日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分及び保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、令和元年9月17日付けで行った保護開始決定処分及び同日付けで行った保護変更処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和元年8月20日付けで、処分庁に対し、保護の開始申請を行った。
- 2 処分庁は、令和元年9月17日付けで、請求人に対し、同年8月20日から法による保護を開始する決定（以下「本件処分1」という。）を行い、また、同日付けで同年9月分の

保護費の決定（以下「本件処分2」という。）及び同年10月分の保護費の決定（以下、「本件処分3」といい、本件処分1及び本件処分2と併せて「本件処分」という。）を行った。

- 3 請求人は、令和元年10月31日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

本件処分に際して架空の手持ち金を認定し、かつ、8月末の給与についての取り扱いなど法ではなく、処分庁の裁量、恣意性によって処理されている。法令に基づく決定と処理、執行がなされていない。（処分庁が請求人に対して再度の説明の必要はないという理由で面談を拒否したので、処分の根拠等については調整ができていない）

ア 困窮事実の認定根拠及び処分理由について

処分庁の本件処分については、却下ではなかったのかという請求人の疑問に対して、請求人の強い希望がありそれに応えるために保護を適用した、と請求人に返答しており、そのシナリオにそって作文したものである。即ち、請求人の希望を唯一の根拠としている。本事案は、法は国民の最低文化的生活を国が保障することを信じて申請されたものである。しかし、国の責務、無差別平等でただ唯一要否判で考慮する例外的取り扱いができるものとしている能力、資産等の活用を根拠とした決定の形式はあるものの、そこには捏造や恣意性を絡めた犯罪性とテクニクの処分となっている。即ち、法令に基づくのではなく請求人の希望で保護の決定をするために架空の手持ち金を認定したり、8月の給与収入を機械的に処理し、また、生活保障ではなく帳尻合わせの扶助金の算定している。それは、違法な処理である。

(ア) 8月の扶助費算定時に充当されている手持ち金について

請求人は8月20日の保護申請時には手持ち金もない急迫状態であったと新規の受付面接で判断し5000円を貸し付けている。その時に処分庁は、8月末受給する給与を視野に入れながらも、急迫を訴える請求人の申し立てを根拠にただけであるが、手持ち金はないものとして申請を受理している。また、それだけでは生活ができず保護が決定すれば返済するという条件で兄から3万円借り入れているということを申告している。しかし、処分内容を見れば保護の要否判定時には手持ち金を70514円認定している。また、その根拠について請求人には説明していない（10月4日に代理人と話してほしいと請求人が処分庁に求めたが、10月2日に最

後の説明をし終わっているという理由で面談を拒否したので処分庁からの説明を求めることができなかった)。これは、処分庁が捏造した架空の手持ち金である。

(イ) 8月末に支給される7月分の給与について

請求人には入社時住居設定の必要があり、そのために会社から借用していた借金があった。退職に際し、会社は顧問にその扱い等を依頼している。給与を渡す時に請求人と顧問が話し合い、残金を免除するという条件で請求人は給与全額をその返済にあてた。その件については、顧問が給与支給日に請求人と話し合って精算する旨を処分庁に説明している。それは、給与支給日以前のことであり、その時に処分庁から給与は生活費に充当するものであり保護を申請しているので法上認めにくいなどの説明や会社に対して請求人の生活を維持するために分割返済してもらうことはできないか等の協力依頼はなかった。むしろ、分かりましたという雰囲気さえあった。そのことを踏まえて、顧問は借金理由や精算については処分庁に理解してもらったものと受け取っている。それ故に、請求人には生活に回す現金はなく請求人の困窮実態は処分庁が理解しているとの印象を得て、その旨を請求人に伝え借金の精算をしている。また、処分庁はその件について請求人の申し立てを受けて、請求人に対し給与の差し押さえと判断し労働基準監督署に相談に行くことを指示している。また、借金の返済という訴えについては分割返済をしてもらうように話し合うことも指示している。このように、請求人の申し立てによって処分庁は具体的に指示している。即ち、会社の説明時には協力依頼しなかっただけでなく、処分庁はその給与は請求人の生活費として手にしていないことを把握して、その事象に対する請求人のとるべき手段、給与の差し押さえなら労働基準監督署、借金の返済なら話し合いで分割にしてもらうことについて指示している。処分庁はその給与が何故請求人の生活費に回せないかという理由を含め理解しているし、請求人の困窮に対して直接協力要請できる機会があったにもかかわらず他施策の活用なり依頼として会社に生活費に回せるように配慮してほしい等の協力も依頼していない。即ち、処分庁は8月末の給与は住居を設定するために請求人が会社から借りたものを退職によって返済したことで、そのために生活費に消費する現金がなかったことを把握していながら、その対策だけでなく、その事実に対する法に基づく検討がなされていない。

(ウ) 給与収入の認定と法について

8月末の給与は請求人が入社時に借用した借金の清算をしたため手元には残らなかった、という事実を処分庁は前記(イ)のような状況等から把握しているし、請求人に対応策まで指示している。

即ち、それは労働基準監督署の仲裁や会社との話し合いで手に入れることができたとしても現金を手にするのが後日であることと、その理由や経過、事実関係を処分庁は把握している。事実として請求人は現金を生活費に回せないのであるか

ら、処分庁が指示した方法で現金を手にする事ができたとしてもそれは将来にしか活用できないものであり、急迫した困窮事実に対応できない資産であることは明白である。請求人が将来交渉し手にするべき責任を負う資産であるとしても、現状ではどうにもできない状況であるから、そのような資産は法の主旨から法 63 条によって取り扱うことが明記されている。現状では活用できない資産を機械的に処理することによる結果がもたらすものが法の主旨に反するのでそれを防止するためである。国民の最低文化的生活の保障を責務とする法であるからその扱いについては、文化国家の国民生活を維持していくことを想定した取り扱いを考慮することを実施機関に負わせている。即ち、本事案の資産は、機械的に扱わず法に基づいて検討することを求めるのは例外的要求ではなく、社会生活では想定しなければならぬケースに対する法令に基づく取り扱い対象といえる。

処分庁の調査で確認した事実の処分なら法 63 条ではなく法 4 条の根拠となることを証明しなければならないであろう。請求人はそのことは全く聞いていない。この事案について給与に関しての請求人の責任ある対応を求めるとしたら、給与を生活費に充当できないという事実が唯一問われることであり、その対処ができるとすれば、労働基準監督署に救済を求めるか会社と分割返済ができるように交渉することである。

それは、処分庁がそのように指示しているのであるからその状況は当然想定しているであろうし、眼前の困窮についても把握している。このことは、事案の流れからも処分庁は承知しているとみるのが最も妥当なことであろう。従って、請求人の努力義務としては、処分庁がそのことに対して指導指示として命令し、それを怠ったときに唯一責任を問うことができるのである。もちろん、資産の扱いも機械的ではなく法に則ったものとなるのは言をまたない。

一方、法 63 条であるから、資産が活用できるようになってからの処理となるであろうし、また、無理やり活用できる資産として扱うとしても、常識的な考え方として、処分庁が請求人に分割返済を助言したのであるから、請求人の生活保障を視座にすれば借用理由や返済に違法性がないことは明白であるから、処分庁が分割認定し困窮に対して法の水準、程度を確保して請求人の生活保障をすることもできるであろう。法にこじつけるとすれば、それは可能であろう。

最も好意的な資産の扱いとしては、借金は住居を設定するときに必要な金額を借りたもので、住居の設定は自立に不可欠な条件であるから自立に資するものとして認定除外できるものと思っている。

(エ) 8 月の給与収入の処理について

8 月末の給与の取り扱いについても疑義があるし、保護の決定にも違法が絡んでおりかつ倫理的反論がある。請求人は借金の返済ではなく資産の活用と生活費に充当すべきであったという一定の努力義務があったとしても、借金の理由や返済を迫る根拠と方法については、会社は処分庁に説明をし、理解してもらったといい

う印象をもって、請求人の生活に支障は生じないという確信の下に精算したもので、社会通念上、会社には反社会性はもちろん、非社会性さえない。一方、その時の請求人の心身の状態、対応能力や人間としての心身の状態から飢餓を強いられるような、国民としての権利をはく奪されかつ国の責務を免責するほどの責めや責任を負うほどの重大性はない。社会的には、違法性がなければ債権は先に抑えられたらそこに返済するということは常識である。処分庁にも先取り権はないはずである。困っている者から一方的に借金返済を迫るのは倫理的に問題があるということは確かに想像できるが、会社は顧問を通して請求人に経過の説明や返済条件について説明しており、かつ、そのことは顧問を通して処分庁にも伝えており一定の理解を得ているという前提があり、その状況下で国の責務として9月以降の生活については処分庁が法によって生活保障を行うものと理解することこそ自然であろう。それは、法4条に反した行為ではない。しかし、処分庁は国民の生活は市民社会の善意で成り立たすべきであるというかのように会社に倫理的義務を課し、法がうたう国の責務から責任を転嫁免責し、法施行以前の国家観に則った私的な発想でこのケースを取り扱っている。法は、市民の相互扶助で最低文化的生活を守る限界を歴史的事実として認識し、国が責任を負うべきものという時代的事実、世界の潮流、価値によって国が国民の最低生活を保障するという責務を具体的に表したものである。

また、急迫した状況は会社も処分庁も共有しているのであるから、収入は前記(ウ)で指摘したような扱いの検討に値するものである。そのような法の主旨を一顧にせず手持ち金を捏造し、独善的かつ恣意性にまみれた解釈で機械的に処理している。

(オ) 新規申請時の保護の決定（資産等の認定と扱い）の異常・異例な実態

新規申請時の保護の要否判定時に生活保護基準の1ヵ月以上の資産があれば原則的に却下している。それは、極論すれば機械的なものである。処分庁も新規申請時にそのように説明している。法的に見て可能な例外的扱いはあるかも分からないがこの事例に該当するかどうかの決定は処分庁が責任を持つものとはいえ、資産等が1ヵ月以上であれば市の取り扱いも原則却下しているとの説明であった（例外についての具体的な規定や法的根拠、取り扱い要領についての説明はなかったので処分庁の慣例：要領で決めたものであろう。それでも遵法が必須であろう。）。

本件処分1通知書をみると8月の保護要否判定時には手持ち金 70514 円を認定している。これは、一般的な取り扱いとして、生活の継続性等を考慮して保護費の5割を控除して認定していることから推定する（市の説明ではケース記録を見ていないので立ち入ったことは言えない。しかし、保護費の5割の控除（認定除外）は全市的に行っていると思うとのことであった）と保護申請時に請求人には12万円以上の手持ち金があったことになる。その状態であるなら請求人は保護の申請

はしていない。なぜなら、新規申請時に担当者から給与の扱いによっては却下され
こともあるとの説明を受けているし、12 万円以上の手持ち金があれば給与の精算
をしてから生活保護を申請する余裕があるからである。即ち、その手持ち金は処分
庁が捏造した架空の金額であり、そのようなことが法令だけでなく、法的、社会的、
倫理的に許されるものではない。

保護適用について処分の内容が請求人には信じがたく、生活ができないだけで
なく餓死におびえるようなものであったから、そのことについて問いただした時
に、請求人が強く生活保護を望んだのでその思いに沿ったものと説明している。即
ち、法令に照らして処理したのではなく、請求人が生活に窮迫した状態に対する救
護を求めてした要請にこたえて、8 月、9 月の扶助費は 0 として保護を決定したと
いう耳を疑うような事実である。本事例は法上要保護者といえるが、処分庁の処理
実態で評価すれば、保護決定までに手持ち金が 12 万円以上、給与が 20 万円以上計
32 万円以上と認定している資産等がある事案として扱っており、通常は要保護者
として認定できない事案である。しかも、その立ち位置から処理状況を検証すれば、
処分庁の受け取り方は請求人が生活できず最悪は餓死さえしかねない急迫状態に
もかかわらず被保護者になりたいと保護を望んでいるという理解したということ
である。被保護者として認定してもらうための生活保護適用なら何を期待して保
護を申請するのであろうか。果たして一般的な期待としてそのような状態を自ら
望む人がどれくらいいるであろうか。請求人だけでなく保護の申請をするときに
は生活できるように保障してもらいたいとお願いしているのである。説明する処
分庁の行政としてのセンスを疑うし、保護適用を強く求められたからといって違
法な架空の手持ち金まで捏造して犯罪的方法でその希望をかなえたいという説明
には合理性も倫理性もない。即ち、どのような口実を探しても情状の余地は全くな
い。

(カ) 収入等資産や能力、その扱いの違法性と国の責務に対する整理

これまで述べてきたように、請求人は資産等については正直に申告しているに
もかかわらず、処分庁が認定している保護開始時の手持ち金は架空であり捏造さ
れたもので、また、8 月末に支給され給与を仮に資産と認定したとしても、将来し
か活用できない資産であることは明白である。その事実を確認しながらその扱い
に対する法的検討がなく、困窮とは何かとそれがもたらす生活上の悲劇等をイメ
ージできない、法令はもちろん常識とかけ離れた処理がされており、それは、法令
に基づく検証結果ではなく恣意的にストーリーをつくり保護の決定をしたと指弾
されるべきものである。

イ 恣意的かつ憎悪と悪意に満ちた保護決定と執行の背景

違法、恣意的な保護の決定の背景には歴史的に反省され改善と禁忌されている劣
等処遇を、権力を嵩にかけて押し通す横暴さがある。その背景には、処分庁の責務に

対する自覚の欠落と請求人に対する偏見と憎悪、尊厳への辱め等がある。それは、請求人に対する説明や発する言葉、「説明は終わり」という傲慢な態度の中にあらわれている。以下は、請求事由には直接関係することではないが、これまで見たことのない処理と対応を理解するためには必要と思われるので整理する。

(ア) 請求人に対する処分庁の差別的・露骨な権力的対応

処分庁は、請求人に対して極めて尊厳を無視し蔑視した言葉を投げかけている。請求人は心身の混乱状態があり会話や態度に飛躍や重複等また強く訴える傾向があった。その状況は面談の場で感じるだけでなく処分庁での面接の場で実際にあり、その時同席した知人が請求人の状態を説明し、感情的なやり取りをしている処分庁の担当者と請求人を冷静にと諭している。それにもかかわらず、その担当者は請求人に対して、生活保護を何度も受けているとか、いっていることがコロコロ変わる、精神科に行ったら、私がおかしくなる、兄から生活費がなく借りたお金の話をすると、それは収入認定になるなど恫喝と蔑むような態度で対応している（本来は生活に窮迫していることが分かっているのだから処分庁が手当てすべきものであるがそれができないので兄に一時つなぎとして借りているものであるという生活実態から想像力が全くない、法を露骨で権力的で形式的に執行するという姿勢のあらわれであろう）。

また、請求人の疑問に対する訴え等について、最終的には状況を理解させる努力ではなく、理解することのできないものとして説明を打ち切ってしまった。代理人等が介在すれば状況は改善し理解できるのである（処分庁の現場支援体制に対する疑問もある）。実際に、収入の認定ではなく資産としての扱い方には市の説明もあり受け入れるのではないが一定理解している。ただ、そうであっても、請求人は処理の仕方が極めて悪意と違法性が強いということに強く反発しているのである。

それが、請求人の厳しい言葉になったり粘着的態度を誘発している。

請求人はこれまで働けるときには働いて自立し、病気等で働けなくなったら生活保護を受給し子供を育てをし、能力の活用だけでなく経済的な自立を優先して生活を維持してきた。その過程で、出来るだけ自立することを心がけながらも、困ったときには生活保護に補足してもらってきた。そこで心がけてきたことは、正直に報告すれば適法に対処し、かつ、生活の保障には最大限配慮してもらっているの で正直に報告することである。即ち、これまでの福祉事務所と請求人は生活を維持していくことに関してじょうきょうに応じて理解しあってきた。その経験を背景に、常に正直な報告をしていると思っているのに、何度も生活保護を受けている事実を蔑むように指摘し、それを露骨に否定している。そこには処分庁の傲慢な対応があり、請求人は恣意的な解釈によって蔑まれ対応されたことに納得できず感情的になっている。その状況を調整しなければならないのに、処分庁は調整の必要を感じるというより、それを放棄して感情的になっている請求人を理解能力がない

と決めつけ説明責任さえ放棄し、保護の実施機関という権力によって面談を拒否しているのである。加えて、調整の可能性がある仲介者を加えることまで拒否していることは、請求人の考えや思いは身の程知らずの行為であり、ただ処分庁の命令に従えばいいのであるという態度としか言えない一方的かつ露骨な権力乱用そのものである。それはまた、説明責任を放棄した行政としてあるまじき恥ずべき行為である。

(イ) 処分庁の責務と本事例について

法は、国民の最低文化的生活を国が保障することを目的としているし、4条ではその条件を記しているが3項で機械的な扱いに対する制限を定め法の目的を果たせるようにしている。しかし、本事例は、請求人の強い希望で保護を決定したという耳を疑うような根拠を公然と口にしていて、請求人は生活に困り今生活できないということを訴えているのにそれを無視しているだけではなく、法4条3項の検討することなく、1ヵ月以上はもちろん最低生活費相当の手持ち金もないのに生活費の借用すら収入認定するという恫喝じみた対応をしている。

また、発熱で苦しんでいる請求人に処分庁が資産の扱いについてしつこく弁解するので、そのことは代理人に一任し整理してもらっていると釈明すると、処分庁はそれなら代理人に面倒を見てもらったら、と自らの立場を市井のおじさんが面倒みているかのような態度を取り恫喝をしている。また、その時に、次の通院について報告することを命令的に何度も念押しをするなど、本来、請求人が自分の責任で行うことまで介入しかつ命令する露骨な権利侵害を行っている。そこには、保護の実施機関としての権力を嵩にかけた請求人に対する差別的対峙があり、責務の放棄、欠落、プライバシーの侵害等の尊厳と人権に関する配慮が完全に欠落している、処分庁の実態があらわれている。それ故に、本事案のように、露骨な違法行為や法令無視の取り扱いができるのである。

ウ 処分庁の違法性と請求人の申請根拠の正当性

これまで述べてきたように

(ア) 手持ち金の捏造による認定。それによって行われた保護の決定は違法

(イ) 8月末の就労収入の取り扱い。正当な民間の手続きによる返済とそのため
に生じるであろう請求人の生活困窮に対しては、会社から説明を受けていた
処分庁は把握していながら機械的な処理を行っている。法4条に照らせば保
護開始時に活用できない資産であることは把握でき3項に該当することは明
白である。その検証がない。就労して働いて返すことを当然の担保として借用
した住居の設定に伴う借金であり自立に資する資産であると思っている。

(ウ) 新規保護の要否判定や処分は、処分庁が新規申請時に説明したことや、市で
通常の処理として行われていることとは真逆ともいえる方法で行われ執行さ
れている。保護の決定は請求人の強い希望によって行ったと処分庁が請求人

に説明していることから保護の要否判定が処分庁の特例的基準で行われたといえる。一方で、その根拠等取り扱い要領の説明はない。処分庁の決定根拠は請求人の強い要請だけである。それは、一見情狀的処分と見えるが、8月9月と生活費のない、また、生活費借用を収入認定すると恫喝し、生活が成り立たないような飢餓の恐怖に怯える状況をつくっている処分庁の処分の中にはそれを汲み取ることはできない。むしろ、処分庁の意図は法令を無視した悪意ある私的なものと指弾できる。

(エ) 以上のように、請求人には就労収入を生活費に回さず返済してしまったという一定社会常識的な問題点も指摘できないことはないが、社会通念的また法的な問題はないし、それによって急迫を甘受しなければならない責任を負うほどでもない。また、法63条等によって請求人にその責任を保留して負わすこともできる。一方、処分庁には手持ち金や、生活費として充当できない収入の扱い、保護の決定理由などに違法と法に基づく検討がなされていないことを指摘する。

(オ) 以上の理由により、令和元年9月17日の処分庁の本件処分を取消、法に基づく保護の決定を求めるものである。

(2) 審理員が令和2年3月27日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

情状や社会常識、他法で対応すべき困窮・困難や責任を生活保護が引き受けるのではなく、要否判定の要件は困窮、経済的実情であり、困窮状態を扶助の基準に照らし社会的法的その他のやむを得ない事情を勘案しながら個別かつ必要即応に対応することを国に課しているのである。それは、国民が文化的社会の市民たるに相応しい生活の保障であり、法によって、最低文化的生活を保障することである。社会的に容認しがたい個人的責任による困窮でも、命や社会的緊急性等があり保障すべき時にはその条件的制約の下で法を適用して命を守ること社会的に保障をすることを留意事項として規定している。しかし、本件処分は請求人では個人的には抗うことのできない事情によって給与を精算しなければならなかった事実から法による救済が可能であったにもかかわらず餓死を強いるものとなっている。想定できない処分である。違法な処分であることを指摘するために個別の反論をし、そのあとで、収入の扱いについて改めて説明し処分の違法性と本件処分の取り消しを求める裁決を求める。

即ち、処分庁が恣意的に行った処理であっても餓死を避けることができることを指摘するとともに、その違法性だけでなく処分庁が法の解釈や運用だけでなく立法趣旨と真逆な行政スタンスであることを、反論書には必要ないことであると思うが告発することが本件を俯瞰することになるからである。

ア 法は国民の最低文化的生活を保障するものであり、行政の不作为や職権の乱用、恣意性や独断性、身勝手な免責を糊塗するために法令の文言でつじつま合わせで国民

の餓死を容認するものではない。

法の立法趣旨は国民の最低文化的生活を国民の権利として国の責任で保障することである。そのために、法1～3条で国の責任と国民たる水準と権利を明記し公的扶助としての法の要件を法4条で規定し、それに対応する基準を決め、かつ、法の機械的運用で法の執行に動脈硬化が生じないように構成するために法9条によって立法趣旨を活かせる工夫がなされている。

処分庁は、請求人が8月の給与を受けとり請求人の自由な意思で清算したとして収入として認定し、それを基に、請求人の希望と精神的不安定で医療の保障が必要なので保護を決定するとしている。そこでは、経済的困窮ではなく、個人の事情や病気を要否判定の根拠としている。そのために、体裁を整えるために通知を基に新規申請ケースには例外的に収入を分割認定して保護の要否判定を行っている。法の要件、要否判定の基準は経済的困窮であるのに、本事案の決定理由はおそらく1万件に1件あるかないか、現場経験者に聞いても記憶にない、請求人の希望や心身状態を保護決定の根拠とした例外ケースである。その内容は、最低文化的な生活ではなく40日以上以上の生活を5千円ですることを強いる。それは、生活の保障ではなく餓死である。

負債の清算、自由意志や収入の認定、例外等は項を変えて反論するが、事実として餓死はしていないが被保護生活は立法趣旨では想定どころか否定している生活の破綻状態である。それは、餓死以上の過酷といえる。給与を収入認定するという原則に従ったとしてもその処理には当然餓死を回避するものでなければならない。本件は行政そのものが問われている。これは危惧されていた法4条の機械的取り扱いの弊害であり、動脈硬化を予防する工夫に反する運用である。この件は後で反論する。

イ 9月10日のケース検討会議について

ケース検討会議では法令を根拠に処分庁が行った説明等の矛盾や齟齬、決定の優位性や妥当性が検討されていると期待していたが、シナリオのつじつま合わせ終始している。

収入の取り扱いは、新規申請時に給与が多額の時は却下となると説明しているが結果は保護の例外的適用である。多額の収入の一括認定は保護却下となると説明されていた請求人にとってこの変更は決定的な混乱原因となった。却下は最も基本的かつ法に基づく説明であり収入認定するといわれた請求人がそう思い込むのは自然である。一般的に困窮者は保護の決定は生活の保障であり却下は法が認定する困窮ではないと理解する。40日以上5千円で過ごしかつ次の月は3万円程度で暮らせとすることを強いられることは想像もしていない、しないというのが常識であろう。処分庁はケース検討会議で何故過酷な結果が想定できなかったのか。新規申請時の説明とは違う処理であるから当然検討する過程で分かるはずである。法に則り給与と収入認定、その処理について説明し、かつケース検討会議の課題でなければならない。

また、収入の処理から推測すると、給与は本人が直接受け取ったと決めつけているので検討する必要がなく、調査の結果給与の件は労働基準監督署に相談行くように

指示する、処分と矛盾することになる。どちらかの選択を検討しておればこのような矛盾は生じない。同時に、それは収入認定対象であることとその個別性を検討しておれば収入は法に基づく個別的処理ができた。しかも、9月2日時点で給与は知人が代理が受け取り、担当者の前で知人が説明しかつ清算して領収書と残金2千数百円を請求人に渡しているのであるその流れは確認している。もちろん、2千数百円は給与との清算の残りとして請求人が受け取っている。このような事実から、どのような調査結果で労働基準監督署への指示が出されたのか疑問より不信しかわかない。ケース検討会議にはシナリオに都合のいいような資料だけをだし検討したのではという疑問しか残らない。

本件処分理由に精神的に不安定で国保の加入手続きもできないが医療の必要があるという理由をあげながら、請求人の意志で清算した負債は全額認定するという理由で給与を機械的に生活費に充当する処理をしている。しかし、請求人は処分庁の協力で国保の手続きもできない状態なのに責任を問える自由意思による清算ができたのかどうか、というより、責任を問えるのかどうかという検討がなされるべきである。しかし、検討されていない。この点は、処分庁の独断性と請求人の強い希望と交差する課題なのである。

本件が法の要否要件である経済的困窮より心身状態や希望を優先したとしているが実際の処分と矛盾している。ろっ骨の骨折を訴えていた請求人の心身状態は保護が決定するまで放置してただけでなく就労指導をしている。新規申請時に却下となることを説明しているが国保の加入やそれ以外に本件のような例外的な扱いには一切触れていない。新規申請時の却下の説明は、本件で収入を認定すれば却下になるという面接担当者の要否判断基準が経済的困窮事実であることを基に経験的行政的根拠による。それ以外の決定をするときには当然ケース検討会議で検討されなければならない。経済的困窮ではなく強い希望と精神的不安定を本件処分理由とする例外というより法の要件と異なる例外的処理をするのであるからその妥当性を明確にしなければならない。同時に、その処理は法の主旨に沿っているのかも検討されるであろうから、国民の権利である国民生活を守るという原理との整合性が注意深く検討されるはずである。そこで、本件の決定結果が40日以上を5千円で過ごせということであるから、その結果についても検討されているはずである。例外であるから当然それが必要である。その結果が、餓死しか想像できないものであるのに法令に基づいたものとの公言である。

兄がつなぎ資金として用立てたお金さえも、その用途、質、なぜ必要だったのかどうかの個別的検討がなされていない。処分庁が国民の生活を保障する義務をはたせないから兄がそれに代わって手伝ったという事実、即ち、処分庁ができないことを代替して補足していることは常識的にわかるであろう。仮に、本件処分までの収入と極論してとして、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)-エ-(ア)でいう社会通念上収入として認定することを適当としないものであろう（該当する具体例

がなったとしても)。それは、処分庁が貸し付けた5千円の処理で明白である。しかも、本件処分までに返済されていないから収入認定するということは現実問題としてお金がない状態でどのように返済すればいいのか。処分庁が貸し付けた5千円の清算と照らせば一目同然である。即ち、5千円と同じ性格のものであり同じ処理であろう。

法令によって処分の正当性を羅列している。処分庁はそう思っているのであろう。しかし、収入の扱いが保護申請時の却下ではなく分割認定する、異なるまた収入認定等について極めて例外的処理をすることについての明確な説明が請求人になされていない。同時に、収入認定の対象であっても、処分事実と労働基準監督署への指示という矛盾した対応をしているので給与が清算されたのか違法に差し押さえられたのかも曖昧である。それは給与の処理に欠かせない要否要件である。収入の扱いが恣意的かつ国民を餓死させかねない反行政的処理となっている。即ち、このような、一貫性を欠きかつ法の設立趣旨を無視した独断な取り扱いが処分庁では日常的に行われているということであろう。

また、弁明書を時系列で検討し給与の扱いを見れば一括認定とその処理方法は決まっていたので法定内処理ができたのに、遅延理由にまったく触れていないし、また、分割認定は長期も可能なのになぜ餓死しか想定できない短期間の処理なのかが法令に照らして示されていない。

会議で法令に照らしながら検討すべきことが真摯に検討されていないし、新規申請時に法の要件を勘案して却下の説明をしているのにそれに触れることなくというより無視して、ほとんどの生活保護担当経験者が経験的事例を全く知らないし想定できない例外的処理をしている。その内容は処分庁が独断で決めたシナリオで保護を決定し法令で粉飾しただけだからである。それは命や生活を守るための保護要件を、経済的困窮ではなく心身の状態と請求人の強い思いにすり替えたことを指す。これは、違法であり、その結果が餓死を強いる処分となったのである。

このように、ケース診断会議の結果を事実と照らしながら検証すると、処分庁はなにを検討・判断根拠にして行ったのか理解できない。ただ、法4条1項を教条的に振りかざし、請求人に絡むお金を機械的に収入として充当し、それを法や通知の言葉をつなぎ合わせシナリオを完成させているとしか見えない。

ウ 請求人の意思による給与と負債の清算

処分庁が給与について領収書の発行を求めたり労働基準監督署に相談に行くよう指示したことから給与は確信処理ががでしなかつたといえる。しかし、この矛盾はさておき、負債の清算について請求人の立場を確認しておく。

給与については、負債の清算は就職時の住居の設定や生活費で会社から借りたもので、給与で返済していくという約束に従ってなされたもので、違法性はなく社会常識的に処理されている。そのことは、処分庁が領収書を発行することを債権者に要求していることから給与で清算することは処分庁自らがその必然性を把握し容認した

ことを意味している。一方、会社に対して領収書を発行するように説明しかつ給与で生活をしてもらうことは生活保護に優先する（その根拠はないが）と説明をしていないことから、会社は清算を了解してもらったと受け取っているのである。そのために、請求人にこれからの生活は生活保護で対応してもらえると説明している。しかし、そのことと処分庁の説明とが食い違っていたので請求人はそのことを興奮して訴えた。その時に、最高顧問は先に必要な書類は提出しているから処分庁は会社の処理を了解しかつ提出した書類以外に新たに同じものが必要かという疑問を感じたこともあり、8月27日に処分庁を訪れ直接状況の把握に努めた。その時には、請求人から分割の相談があったら検討してほしいというだけの軽い申し入れだけであり、債権者は一括返済を取り消す必要を感じず、ただ形式的な要請と受け取るのは当然であろう。何故処分庁は生活費として請求人に全額渡してもらうように強く言えなかったのかは社会的法的にそれができなかったからである。給与は請求人のものであるがその件に処分庁が一人称的に関わったのはそれを共有していたからである。即ち、当事者的に対応したのである。それは、請求人にもいえることで、給与で返済する条件で借りているもので給与での清算は法的社会的に問題がなく、かつ、処分庁が領収書を出すことを求めている事実が加われば、個人の事情以前に社会的法的に返済せざるを得ないであろう。道義的に訴えることはできても、会社は一括清算の結果を心配しそれについての扱いを処分庁に尋ねに行った。その結果、領収書を交付すれば問題はないとうけとった。そこで、道義的な問題は解決している。一方、請求人は要保護状態とはいえ社会的法的に負債を猶予や免責されたのではなく、それは、債権者の処理と関係なく個人の一方的な事情や意思、努力のみで回避できるものではない。請求人の関わり方を言葉でまとめると、法と社会の掟に従わざるを得ない状況といえる。そこに処分庁が債権者に精算を承認する関わりをし、道義的問題は解決したので社会的法的かつ処分庁の声がかりの下で、個人的理由だけで借金の清算を拒否することはできなかった。即ち、請求人の状況では、個人の都合で借金の返済を遅らせてもらう交渉は法的にはもちろん社会的道義的にもできない状態となっていた。また、精神状態を本件処分根拠としている処分庁であるから責任ある自由意思で清算に同意したと決めつけられないであろう。また、債権者に不利益のリスクを負わせる根拠は何もない。請求人は給与で返すという約束があり返済すべきと思っているのでその状況では当然返済に充てざるを得ないし債権者は生活保護になれば返済してもらえないことは分かっており、給与での清算が容認されておれば清算するのは当然である。法のどこにも法的かつ社会的問題のない約束等に対し生活保護を優先するという条文はない。むしろ個別事情の検討を義務付けている。給与が収入認定の対象であることは同意するがその処理、経過と扱いについては、個人の意思ではなく法的道義的かつ処分庁の関わりの結果等を総合した検討を行なうのが法に基づく処理である。

また、分割返済ということは保護受給中に返済するということでありそれは生活保護では認められないし、扶助費は誰にも抑えることはできないと法に定められている。しかも、最低文化的基準以下の生活を処分庁が強いることになる。国民に課す

要件でも法4条の権限と義務を強いていない。むしろ、法9条は職権の乱用に走りがちな権力の暴走を戒めている。処分庁が給与で負債を精算することを容認しているのであるから、給与は請求人の生活費として消費できないことは誰にもわかることである。もちろん、給与の扱いは処分庁が状況と法に基づいて処理できる。ここで反論するというより、確認することは、給与を収入認定することに同意しつつも、負債の清算は社会通念上当然の行為でありかつそこには処分庁が結果として債権者に清算を承諾している事実下では請求人には清算するしか選択の余地はなかったということである。そこには請求人の意思の介入は極めて難しく、個人の意思で清算したとは言えないであろう。まして、社会的、法的根拠、かつ、それを是認する処分庁の関われば請求人の意思や急迫は清算を拒む理由にならない。ましてや、処分庁等の支援があっても国保の手続きさえできない状態という判定を下している事実からも明白である。国の責任で国民の最低文化的生活を保障すべき機関の承諾があれば国民の生活は国が保障するから民間が不利益を受忍する必要はないという考えが生まれるのは当然である。そのような環境整備をしたのは処分庁である。

このように法的社会的かつ処分庁の了解等によって個人の意思では対応できないケースの収入は、立法趣旨に照らして法4条の1項を機械的に適用するのではなく3項によって検討するものである。仮に資産として認定し返済対象となっても法63条によるものである。強調すべきは、調査の結果労働基準監督署に相談するようにという指示である。それは、請求人が給与を受け取っていない事実を指す。そのことは決定事実と矛盾するが、処分庁は、給与は債権者と清算されなかったということを事実と矛盾する調査結果を出した事実を指摘する。

エ 給与と収入認定について

請求人が一度手にし、個人の意思で返済したものは全額活用資産として認定するという方針を根拠としている全額収入認定について、先に、本人の意思ではどうにもできない状況がつくられており個別事例的に検討処理する事案であることを指摘した。ここでは、法に基づく処理として通常の方法と比較しその異常さを根拠に反論する。

処分庁は、立法趣旨に関係なくシナリオをつくり独断で法や通知の文言を集め機械的に貼り付け取り繕う処理をしている。これを、弁明書で明記され収入の処理を法の運用として一般的などというより原則的な処理で反論するならば、給与は9月以降の収入認定となる。それを手持ち金として処理している。手持ち金と給与とは全く異なる類の資産であることは明白であり、査察指導の担当者も個人的と条件付きであるがそのように承知しているとのことであつた。従って、処理も違って当然である。市の要領として収入を転用することとしているなら、当然、手持ち金とするならその中から扶助費の5割が認定除外されるべきであろう。そのような配慮もなく収入認定分を手持ち金に流用するのは裏金的使い方といっていい。弁明書で、請求人に手持ち金となっているのは事務処理上のことであると説明したと記している。それなら、処

分庁も収入認定金ならそのように処理すべきであろう。請求人はそのことを記憶していないが、法令に従えば、8月は要保護状態でありそれに対応すべきである。9月は、給与収入があり保護停止なり分割認定をすることになる。このような原則的処理は国民の最低文化的生活を保障する責務を国が負っている使命を果たすためである。もちろん、給与で8月分の困窮理由を回復できる手立てを助言、説明しそれを納得させたら手持ち金ではなく生活工夫としての処理をして申請時の困窮理由が改善できるという根拠で却下することは可能であろう。しかし、そのような説明はされていない。処分庁は異なる扱いをする資産を混同合算し機械的に流用、処理している。

9月からの分割認定をするにしても、それは、国民の生活を守る責任に耐えうるものでなければならぬから会社や知人から直接聞き取りかつ調査の結果として労働基準監督署に相談に行くことを指示している事実から、請求人が無一文の状態であることは分かっているが、生活維持のための都合を認めず1ヵ月以上無一文の状態となる分割をするというのは、拘束力の強い通知でも想定していないであろう。なぜなら、それは、餓死を意味しているからである。弁明書に基づいて保護の要否判定を行うなら、給与から手持ち金として認定除外し、その他控除をして残りを6ヶ月で分割認定するなら生存を維持できるだけの扶助費の支給は可能である。立法趣旨にかなっているかどうかは別に、法の主旨とは違っても餓死を防ぐ処分ができたはずである。もちろん、給与は法的社会的かつ処分庁のお墨付きがある中で請求人の意思ではどうにもできないものであるから法第4条の3項によるか、次官通知の社会通念上収入として認定することを適当としない資産であると後で反論する。

このことから、処分庁の決定は法や通知の主旨を完全に無視した恣意的かつ独断的機械的処理と指摘できる。法9条によってその弊害を防止しようとすることに違反している。

収入認定の矛盾以前に、その処理、¹ 餓死を強いる処分に疑問と反論をする。

オ 兄に用立ててもらった生活つなぎ資金について

処分庁が貸し付けた5千円と兄が用立てた3万円とはなぜ扱いが違うのか。

5千円も保護決定までに返済していない。急迫していると推測して5千円しか貸し付してもらえなかった要保護者が保護決定までの生活つなぎ資金の不足を最低限都合することは至極当然であり、それは貸し付けられた5千円と同じ性格のものであり、社会通念上収入として認定することを適当としないものに該当するということは5千円の扱いからは疑いようもないことである。もし、処分庁が本件処分なり収入等を確認できるまでの生活費を提供しているなら、兄に用立ててもらう必要はなかったのである。即ち、処分庁が満額用立てていたなら必要なかった。それは、仕送りではなく、処分庁が対応できなかったので民間に頼らなければならなかった、5千円と同じ性格のお金であり、5千円と同じく返済を前提としたつなぎ資金である。従って、保護の決定がなされるまでは返すことができないことは明白である。「返済の事実がない」というできないことをしていないとする根拠以前の、処分庁の不作为が

結果していることさえ欠落した滑稽な処理根拠である。

カ 本件処分理由の請求人が扶助辞退しなかったということについて

先にも触れたが困窮者が扶助辞退を考えながら申請することはほとんどない。希望は保障であるが却下の二者選択を想定した向き合い方である。

8月27日に請求人が指示された書類を提出するときに保護申請の扱いについて確認した時に取り下げは可能であるとだけ説明している。国民のほとんどは却下と保護してもらえるかとの疑問は、現状では法に基づいた処理はどうなるのかという意味である。却下でなければ保障と思うのが通例である。分割返済の助言をしているが、それは請求人が被保護者になってから返済することを前提とするもので請求人には生活の維持困難を意味し、かつ、会社が領収書を発行することは返済を認めたことでありしかも一括で清算するということを明言しているのでそのあとは法によって国民としての保障がなされるという当然の流れとして、会社は請求人にあとは処分庁が保障するという報告をしたことも社会的で常識である。請求人は却下ではないなら辞退さえしなければ保護してもらえるということを前提に申請に必要なことを指示通りにしてきた。即ち、生活に窮迫しており、その前提で何を言われても指示通りにすることに徹しながら決定を待っていた。その間も、急迫している状態を強く訴えているし保護してほしいとも訴えている。

社会的かつ処分庁のスタンスから、請求人には、保護は却下される可能性を新規面接時に説明されていたので却下されるのかどうかを確認する質問である。即ち、法に基づく要否判定について質問したのであり辞退について尋ねたのではない。そこで、真意を確認し却下との違いを説明しておれば請求人の答えは変わっていた。そこには、法に基づいた処理がなされるという信頼があったから。従って、処分庁が取り下げることとはできるではなく、却下であるという法の原則的説明をしておれば請求人は適切な対応ができた。却下か適用という二者選択的な考えしかなかった請求人には取り下げさえしなければ生活は保障されると信じ、困窮状況を訴え続けた。しかし、曖昧で命令的に請求人のことを責めるようなことを言い続けられたので不安と侮辱に対する怒りが強くなり感情的な一種の錯乱状態が助長された。そのことをもって、精神状態を云々するのは単なる接遇技術の低さを露呈しているだけである。即ち、困窮しているので保護をして欲しいということを強く願っただけで、かつ、新規申請時の説明では却下であってもその後困窮状態が確認できれば時間を空けずに再申請ができるという原則的な説明と助言を信じ処分庁の決定を待っていたのである。それは、請求人が生活を守る最小限の受忍との絡みである。会社や知人も請求書を発行するということで常識的な対応を想定した結果を信じていた。処分庁の餓死を当然とするような処分を誰も想像していない。扶助辞退しないということは、法に則った社会的また原則的な扱いを想定して、生活の困窮に対応してもらえるという期待が発する言葉である。餓死を強いる例外的扱いがあるとは関係者すべて想像しない。

キ 法の運用について

処分庁は4条1項を保護の絶対条件、欠格事項と独断解釈した運用シナリオをつくり体裁を整えるために法令で糊塗している。処分の正当性について法と通知を根拠としているが、結果は餓死しかなく、そのような法令はなく処分庁が独断で恣意的かつ立法趣旨を歪曲しただけであることを自ら暴露している。

処分庁は法4条1項を法5条で協調しているが、法4条3項で、原理では国民の最低文化的生活を守ることと国民の権利、社会的秩序による不可抗力なりそれに匹敵するような状態で発生する急迫、困窮に対する権利保障についても明確に条文化している。それは、法4条が欠格条項ではないからである。要件が法の主旨の障害因となるリスクをなくすために3項を明文化している。それは結果として機能してきた面はあるが法の主旨と社会の信頼を支えてきたのである。確認すべきは、法5条は法1～4条すべてにかかるものである。しかし、行政の公平さ、無差別平等の原理や要件が行政の独断や恣意性によって法の主旨から逸脱しないように、基準や必要即応の念押しがなされている。それは、法の一般性と生活の多様性の調整を実施機関に委ねるためである。それは、法制度だけでなく社会福祉として担当者の資格までも規定している。処分庁はこの危惧や防止の努力の意味を反面教師的に露呈している。公的扶助としての要件を法4条で規定してはいるが、それは機械的運用を危惧しつつ、少なくとも3項により個人の努力や工夫ではどうにもならない法的社会的等個人にとって不可抗力による多様な原因を持つ困窮の状況を考慮する必要を加味せざるを得ないからである。そして、資産として認定したものは63条による返還としている。それは、国民の権利として最低文化的生活を国の責任で保障する義務を果たすためである。従って、どのような状況下であっても法によって餓死を強いる運用を認めてはいない。法のどの条文にもまた通知のどの部分にもその明記はない。むしろ、機械的運用によって個人の責任を過度に追わせて過酷な困窮を受忍させることは立法趣旨に反することの念押しをしているといえるのである。国民の最低文化的生活を保障する国の義務を果たすための運用こそ立法趣旨である。従って、個別性を考慮する必要がある通知には、必ず例外や注意・留意を促す文言が付け加えられている。処分庁が立法者的に独断かつ恣意的に法を運用する処分は餓死を強要する前代未聞の決定を下す結果となった。

また、請求人は処分庁が指示した書類は疑問を感じていながらも全て提出しているし、可能な限りの自立を考えている。請求人は法的にも、社会的かつ日本国民としての責任は過不足なく果たしている（仕事を探し令和2年3月末で保護辞退している）。

ク 給与と収入認定、資産の扱いについて

給与は会社と請求人の貸借条件や処分庁が清算を承諾したという事実から法的社会的道義的観点から収入として認定するのは適当でない収入といえる。また、事実関係をどう調査しその結果としてかは理解できないが給与は会社が不当に処理して請

求人にはわたっていないと判断し処分庁が労働基準監督署への相談を指示していることから、この場合の給与を収入認定するとしてもそれは法4条3項で活用は保留され、返還は63条の対象となる。労働基準監督署への指示とはそのようにしか受け取れないのである。従って、給与は8～10月の生活費に充当できる収入、資産ではない。

このような法と事実を照らして請求人が給与に対する返還権利を行使するためには、負債の清算についての異議申し立ては裁判所であり給与の不当な扱いは労働基準監督署となる。その申し立ては事実関係から裁判の勝訴はなくまた処分庁が収入認定している事実から労働基準監督署への相談とはならないので、給与は法的かつ社会的、道義的に請求人が個人の権利や判断でどうにかできるものではない。そこに、処分庁もその精算は回避できない法的社会的に妥当とした対応をしているというべきである。即ち、請求人の意思で借金の清算が行われたという指摘は精神的状態をあわせて社会的法的に矛盾している。従って、処分庁が「自身の意思で借金の返済に充てた場合は収入認定」するということから、収入認定は事実誤認によるものである。それは、収入認定除外となるということであり保護開始決定は事実誤認の上で行われているのである。労働基準監督署への相談は、事実誤認ではなく請求人の急迫の訴えに真摯に対応し理解を促すことを嫌いそらすための悪質な職務放棄であり、権利侵害、侮辱であって反論の価値はなく、指弾こそふさわしいものである。処分庁の決定にかかる反論ではなくその体質を問うものである。

ケ 結論

弁明する必要のないことまで縷々述べてきたが、それは処分庁が独自のシナリオで生活保護の運用をしているので、餓死を強いるような決定を行えたということを示すためである。また、ケース検討会議や保護の要件を法に則って検討さえしておれば当然給与の扱いだけでなく、矛盾したその説明や指示はなかったであろうし、兄からのつなぎ資金は処分庁が貸し付けた5千円と同じ目的のものであり、厚顔にも不作為を恥じることなく異なる処理はできなかったであろう。給与について改めて整理すれば、法的社会的道義的に問題はなく請求人の個人的都合では清算を断ることができない状況下で処理されているもので、処分庁が個人の意思を根拠とした清算結果の収入とはならない。それは裁判においても回復できないからである。即ち、資産として活用できないものである。それを資産として処理している。労働基準監督署に相談するように指示している給与については茶番であり反論の必要もない。

給与の収入認定を根拠に保護決定をおこなったのは、法に則ったものではなく、処分庁がシナリオにそって行ったもので無効である。また、その根拠である請求人の意思で負債を精算したという指摘は、状況に対する事実誤認である。清算は、処分庁が認めざるを得ない法的かつ社会的、道義的に問題なく個人の意思を差し挟む余地がない質であり、かつ、処分庁が請求人を精神的に不安定であると評価していることも加

味した結論は、請求人が責任ある個人の自由意思で対処できなかった、責任を問えない状態のため個人の意思で負債の清算はできなかったのである。それは、収入認定とした根拠が否定されたことである。即ち、給与を収入として生活に活用させる保護の決定は誤りであり、改めて、本件処分を取り消し、法に則った処理をし直すこととの裁決を求める。

(3) 審理員が令和2年8月5日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 再反論を行うに当たって、

請求人は再弁明書に記載されている収入認定の原則は十分承知している。その上で、その経過や法的、社会的結果を理由に責任や行政機関としての矜持を問い法に基づく決定を求めているのである。

給与の受け取りと負債の精算に処分庁が会社に清算を承諾したから請求人は会社と負債の精算をした。その一点と、それに伴う請求人の生活保障とはセットとなる道理を問うのである。清算したので請求人は給与で生活できなくなったという事実に対する処分庁の介入責任と対になる最低文化的生活の保障について争っているのである。介入の結果に対する責任はないという弁明なのか。その点に一切の責任はないとするのか。給与の扱いや処理の経過があるので処分庁の責任と矜持を信じるから清算と請求人の生活保障とはセットと期待する。そこには蓋然がある。しかし、結論は生活の保障どころか飢餓を強いる扱いであった。この考えと期待は請求人の勝手と切り捨て、餓死しようとしまいと勝手といえるのかという問いである。

また、収入認定していながら、何故、調査の結果労働基準監督署を指示したのかという疑問も加わる。時系列的に言えば、会社は約束通りの精算は道義的、社会的問題があると思ったから伺いを立てた、その後調査は行われたのである。給与を機械的に収入認定する一方で労働基準監督署を指示する不可解なことをしている。それらを総合した弁明を期待していた。指示が案内になっただけである。案内でも指示でもその根拠は変わらない。行政機関としての資質、体質を暴露しただけである。

請求人は、処分庁の自己矛盾に何も感じない無神経さを前に、全く理解どころか整理できない気持ちで再反論書を書いている。

イ 給与の収入認定について

処分庁は、給与は調査の結果を基に労働基準監督署の仕事と判断している。案内と変えても本質は変わらない。負債の清算に直接介入しており給与が生活費に充当できないことは把握している。その検討結果が、収入認定である。

負債は請求人の浪費や不必要なものを購入した等ではなく、請求人が生活するための基本的かつ常識的な理由と事情を知り、また、借金時会社と返済方法を約束しながら、最低限度の生活基盤整備のための必要な資金として会社から借金したものと把握している。請求人は、処分庁の介入はそのことなど借金の必要性和妥当性を行政

的に了解したから清算に関わり承認したと受け取っている。即ち、処分庁は事情の妥当性を行政的に判断し会社に負債の精算を了承した。それは、処分庁にはそのような状況に対応できる救済方法があるものと会社は常識的に思った。その前提は、会社も法上の一般的な運用について聴いていたので負債を精算したら生活ができなくなることもあるのではと心配し、清算の是非を処分庁に伺いを立てた。出来れば分割などとの話はあったが清算しても特段請求人の生活障害になる事の説明も指摘もなく了承があり清算した。そこには、清算は人道的、社会的正当で、生活は行政が責任を持つという暗黙の約束があるとの期待が生まれた。その正当性を認めているから、新たな給与をつくり労働基準監督署を案内したということか。この事実は弁明されている。その根拠なり矛盾を説明するのは責任であろう。説明がないだけでなく、処分庁は、通知のつまみ食い決定したことは弁明書で分かるが、調査の扱いが全く分からない。給与の処理の矛盾が解消されない。

ウ 労働基準監督署案内について

請求人を労働基準監督署につなぐことは、案内であろうと指示であろうと法上根拠に違いはでない。即ち、調査の結果給与の扱いに違法性なり問題があったと確認したということである。調査結果に基づく行政行為である。

請求人が担当者と上司に面接した時に労働基準監督署への指示は、調査の結果であると担当者が明言した。調査の結果というより調査しなければそのような紹介はしないであろう。そのような調査結果による収入の把握であれば、給与資産は法4条3項に該当する。給与はもう一つある？

処分庁は法の遵守等に頓着しないであろうが、指示と案内の違いは本質的な違いがあり重大な問題を暴露している。処分庁の体質である。指示であろうと案内であろうと給与の扱いの疑問は解けない。指示は調査結果を基に収入の扱いを法にもとづいて返還を前提に命ずる行為であるが、処分庁が改めて案内ということは何を意図し何に基づいて発したのか。処分庁の善意か。それは、請求人の当時の状態から、餓死のために飢餓の時間を延ばすために3回に分割したということと同じ質、根から出たものである。行政には法があり、信頼を意識することはあっても善人面した独善で行うものでないことは原理ではなのか。労働基準監督署を案内する決定をした根拠は調査結果であることが行政的手続きである。それは、保護の決定に決定的、かつ優先して検討されることである。運用の原則である。給与の調整機関は労働基準監督署であるという選定で紹介したと理解するのが行政的また社会的である。確認できる根拠、事実、請求人は給与を数千円のみ受け取り他は借金の清算に消えたことである。事実経過は9月3日までに給与に関する内容は確認されておりその後の調査結果を踏まえての案内である。ならば、給与の扱いは労働基準監督署の裁定が下りるまでは労働基準監督署の預かりであり、処分庁も処分できない資産を意味する。それまでは収入として生活費に充当できない資産である。根拠として提示できるのは、給与がもう一つあったというときであろう。弁明がないので案内というだけではそ

の事実や経過は全く分からない。邪推だけが先行する。

行政機関としての問題はそれだけではない。当時の件下で労働基準監督署を指示することは、給与の清算に根拠や理由に不当性なり疑問があると判断したのである。それは、常識的ではあるが、会社は請求人との約束に基づく清算を人道上問い直し、請求人の生活を考え処分庁に伺いをたてに行ったのである。そこで承諾していながら、根拠を示さず違法性があると認定する裏切りを行っている。行政の品格はもちろんその信頼を大きく損なう行為なのである。

また、行政機関としての稚拙さも見せている。再弁明書からは、請求人が給与に関し繰り返し説明を求める対応として窓口は労働基準監督署であると矛先を変えるために案内しただけのものと軽く弁明しているように受け取れる。しかし、案内は指示以上の狡猾かつ卑劣で人道上許しがたい犯罪と断罪する。なぜなら、請求人の保護決定理由に激情的かつパニック等による放置できない状況の生活障害因（緊急性ではない）があったとことを挙げているからである。そのような状態の請求人に相談窓口として機能しないところを案内するのがどのような影響を与えるかと指摘するだけでその犯罪性は証明できる。冷静に状況を整理しにくい状態に陥ってしまっている請求人に相談に行っても窓口は対応しないと分かって案内をすることは、請求人に期待を持たせて窓口払いをされたらより混乱させ絶望と社会不信を抱かせるだけでなくより大きな生活障害因を背負わせるリスクが非常に高いからである。これは、倫理的にも人道上でも許されない。ただ、深刻な処分庁の実態、体質を自ら暴露しただけである。

エ 給与の認定と処理について

給与収入の認定についての問題点や疑問点を整理した。それに照らせば、処分庁が法に照らせば時系列的にも、給与は収入認定の対象として扱うが、法4条3項にあたる資産であり、法63条による返還対象とする扱いが最も法や運用に基づく処分である。そこには自立に資する程度の認定除外が認められている。これは、処分庁の調査の時系列や位置づけ、結果から指摘するものである。本件処分は処分庁内の会議で決めたと説明し、本件処分過程に個人の見解や感情は入らないということを強調しているので、処分庁が法に基づく決定結果に関心が全くないことを暴露している。行政の使命、責務は何か。

処分庁の釈明や弁明を整理すれば上記の扱いが法に基づくものであるが、審査請求ではそれよりも給与の取り扱いについての処分庁の責任ある対応と弁明を求めたのである。

却下ではないのだから、負債の精算に介入したなら行政としての責任ある扱いをすることを求めた。それは、機械的な扱いではなく国の責務として国民の命と生活を守る約束である。もちろん、返還対象として扱われることに対する不満と不信や疑問があり、認定除外や全額控除の検討を期待している。

しかし、審査請求書で調査の結果であるなら法4条3項となるであろうと法的に

整理しただけである。弁明書には実態調査の扱いが杜撰で、法としての保護決定過程の責務や自覚なり原理のかけらもみられない。給与の機械的扱いと処分庁がつくったシナリオを一字一句も変えないという硬直した恣意的姿勢のみである。もちろん、請求人は給与については、認定除外が当然であると思っていることを重ねて加えておく。その根拠は、負債は収入から控除しないという原則はあるが、機構を使った年金での借金は控除している。また、そのほかにも例外は多い。条件はあるであろうが、収入と認定することに相応しくないものは認定除外することもできるはずである。ここでは、経過や稀有な例外的扱いを重ねている事実や結果から、認定除外の検討どころか、餓死を強いる決定である。道義性や社会性を自覚し責任の観点から処分庁の給与の扱いを問い糺している。これまで、矛盾の指摘等から請求人の主張の正当性、蓋然性を明かにした。

オ 例外的扱いについて：処分庁の犯罪的異常体質について

(ア) 給与の、新規申請時の説明と収入認定の不一致

生活保護申請時の説明では、給与が原則通りに認定されれば却下になると説明されたように、一ヶ月以上の資力が見込めるなら原則は却下である。それをしないで、50日以上もの飢餓状態を強いる決定をする一方で調査の結果とする労働基準監督署を指示したのは何のためなのか。この処理は例外では説明できないものである。新規の受付面接者と決定との説明に説明可能な齟齬が出るのはやむを得ないとしても、新規申請時の実態調査はそれを基に困窮状況を法に照らして決定する最も重要で必須の手続きであるのに、それが全く見えないのは、法に基づいた処分とは言えないであろう。ケース診断会議での決定というから法令順守や餓死に気付く者が一人もいなくなつたのか。このことは、処分庁の体質としてしか説明できないもので、例外的扱いではなく処分庁としては日常のことなのであろう。例外的扱い以前である。

(イ) 行政の民・民介入と法の説明責任。逸脱のままは違法行為そのもの

会社への対応は、約束事項であるから社会の一般常識行為であつたと理解できるが、清算を承諾する介入である。それでも、処分庁は国民の最低文化的生活を保障する機関としての責務があり給与の扱いと請求人の生活について双方が納得できる説明が必須であろう。無責任な民・民への介入をして、それに対する機関としての説明が抜けていれば責務を放棄した越権、不作為以外のなにものでもない。理解はできるが、越権であり放置は違法と指弾する。

(ウ) 本件処分根拠の脱法、違法性

本件処分について、却下しなかつたのは請求人の希望があつたからという。そこには、違法性のかけらもない。生活保護は希望するものには全て適用できるのか。法は国が決めた条件、保護基準で困窮と認定した場合を想定している。個人の都合

というのはどこにもない。例外的な処理としてもその根拠は何か。法に基づけば、急迫状態で調査する時間がないか、法4条3項に該当するときである。それも、個人の事情ではなく、法に照らして判断する。却下しなかった弁明はなく、その検討をなされた様子がない。ただ、請求人の心身状態と要求というだけである。これは、何に基づけばできるのか。人道的配慮か。保護決定期間等を総合すれば緊急性の根拠を探せない。

(エ) 給与の二重扱いの根拠がない。捏造された給与がある疑い

判明している事実には照らせば、給与の収入認定と労働基準監督署の指示ということは矛盾する。時系列的に推測すれば別の収入を発見したことになる。収入認定したものと不正が疑われるものがあつたのか。調査結果を基に処分庁が会議をしている。その弁明はなく、案内と予先を変えるだけで、臆面なくただ既成事実として押し通すのは例外では済まされない。再反論以前である。

(オ) 飢餓を餓死するまでに強いる決定の異常性・違法性

市の査察指導の担当者への質問であるから公式とは言わないが、餓死を強いる決定は、市としては容認しないという常識的な答えであつた。国民に死を強いることができるのは裁判所だけである。それ以外は、殺人罪である。

一步引いても、虐待で致死という事件である。代理人のその指摘に対して担当者は公になつてもいいと平然と言いつつた。もちろん、個人の責任ではなく会議して決めたことであり機関が責任を取るということも先に応えていた。そのことから、処分庁も担当者も国民の命を守るということに全く興味がなく法を都合よく繋ぎ合わせて運用する、処分庁のシナリオの執行以外はあり得ないという態度であつた。そのような体質の処分庁には、飢餓の苦しみ、餓死を強いることへの職業倫理、人間的責任感も関心もないであろうが、日本国では餓死を強いる決定は例外ではなく単なる私刑であり犯罪であると指弾する。

(カ) つなぎ資金の扱いについて

つなぎ資金は困窮事実を確認し保護の申請を受け付けて調査決定までの生活費手立てであり本来は処分庁が充填するべきものであろう。しかし、5千円であつたため請求人が都合しなければならなかつた。通常はこのことから収入認定の対象としない。それは親族からのものであつても。返済していないことを確認してから認定が法に基づく処理であらう。

カ 本件処分を取消し、法による請求人の最低文化的生活の保障を求める

給与が収入かどうかを争っているのではない。資産としそれを前提に法に基づく決定を求めているのである。そこに、介入による道義性や責任性、法的根拠等がからむから、それに対応した決定を求めているのである。清算の承諾に対応する社会常識

で負うべき責任を自覚し最低文化的生活を保障するべきと、処分庁の責任ある給与の扱いについて争っているのである。法の基本的な運用では却下が一般的な処理である。それをせずに、調査のために法定期限を超え労働基準監督署を指示したのは給与の処理に問題があることを認識したことである。そう理解すればこの矛盾は整理できる。処分庁としては調査の結果を優先すべきであろうが、それは請求人に関係ない。認定除外か控除できるかを責任と誠意をもって検討してもらいたい。調査結果であればそれは法に照らして扱ってもらいたい。その場合は、労働基準監督署の結果が出るまでは猶予されるべき資産であり、会社の妥当性が認定された場合は認定除外も視野に入る資産であると指摘したのである。案内など姑息なごまかしに付き合っているのではない。処分庁が根拠を曖昧にしたまま投げってきたボールなのである。

これらを根拠とし、本件処分を取消し、処分庁の責任ある評価で、法と運用に基づいた請求人の最低文化的生活の保障を求める。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 令和元年9月17日付けの本件処分1通知書には、「保護開始 令和元年08月20日」、「保護決定理由 請求人が令和元年8月20日に行った保護申請について、請求人の世帯が仕事がないために収入がなく生活に困っており、保護が必要と認められるため、生活保護法第24条第3項により次のとおり保護を開始します。」、「手持金 70,514円」、「今回支給額 0円」との記載がある。

イ 令和元年9月17日付けの本件処分2通知書には、「保護変更 令和元年09月01日」、「保護決定理由 請求人の最終給与をその他収入として認定します。」、「収入充当額 118,830円」、「今回支給額 0円」との記載がある。

ウ 令和元年9月17日付けの本件処分3通知書には、「保護変更 令和元年10月01日」、「保護決定理由(中略) 請求人の最終給与の収入認定額を変更します。」、「収入充当額 40,506円」、「今回支給額 78,094円」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年3月5日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

令和元年8月20日

請求人から保護申請書を受理。保護のしおりを説明のうえ請求人に対し交付。

請求人より、勤めていた会社(以下「勤め先」という。)から令和元年7月末支

払い分（以下「7月分給与」という。）及び令和元年8月末支払い予定分（以下「8月分給与」という。）の給与について、会社に借金があるため支給してもらえないとの申告あり。

処分庁より勤め先へ電話にて確認し、7月分給与は請求人に支払済で請求人の受領書もあること及び8月分給与も支払予定であるとの回答を得た。

請求人に対しては、給与が支給されていないことが客観的にわからなければ、勤め先から給与明細等の提示があると給与支給があったと判断せざるを得ないこと及び8月分給与について、多額であった場合、保護申請が却下となる可能性があること、また保護が開始となった場合は、収入認定の対象となることを説明。

令和元年8月23日

請求人宅を訪問し実地調査を行う。請求人に対し、未提出である年金の加入歴を確認できる書類、申告口座の記帳済みの通帳、住宅費証明書の提出を求める。

また請求人より、緊急の支払い等があり保護申請後に兄から送金してもらったとの申告あり。保護申請後の収入となるため、収入申告が必要であることを説明。また保護申請日から保護開始となれば、収入認定の対象となることについても説明。令和元年8月27日に書類提出の約束となった。

同日、勤め先の最高顧問が来所。法第29条に基づく調査の回答として、令和元年7月分及び同年8月分の給与証明書、貸付額内訳並びに借用証写しを受理。

最高顧問から、借用証書を交わし毎月給与支払い後に分割返済する約束していたが、約束どおり返済しないため注意していたところ、退職の意思を示したため退職するのであれば借金は一括返済してもらおうと説明しているとの説明あり。また、請求人は令和元年7月28日に退職しており、令和元年7月31日の給与支払い後に一部返済があり、7月分給与は支払ったのは間違いなしとの申立てあり。さらに、退職に至ったため、8月分給与から借金残額について一括返済を求めるとの説明があったことから、請求人に対し給与明細及び返済分領収書を交付するよう依頼する。

令和元年8月27日

請求人が来所。請求人より、年金に関する被保険者記録照会回答票、申告口座の記帳済み通帳の提出があり、兄からの入金を確認する。

給与支払いについて勤め先から、令和元年7月31日に給与を支払い、請求人は借金の一部を返済し残りを受け取ったとの回答があったことを説明したところ、請求人から、一切給与を受け取っていないとの申立てがあったため、受け取りはどのように行ったの確認したところ、知人に受け取りに行ってもらったとの回答あり。知人からの報告について確認するも、請求人から返答がないため、要保護状態であるか判断するのに必要な7月分給与明細及び借金返済の領収書について、知人に確認するか勤め先に発行してもらい提出するよう説明する。

さらに、保護開始となった場合、8月分給与からの借金の返済は認められず、給与は全額収入認定される可能性があること、借金の分割返済を相談すること、給与は請求人が直接受け取ること、及び8月分給与明細、借金返済を行った場合はその領収書を提出するよう説明する。

なお、請求人より保護取下げの可否について質問があり、保護の取下げは可能であると説明、保護取下げについて意思確認を行うが、本日は取下げの意思はないとの申告あり。

令和元年8月30日

勤め先の最高顧問が来所。請求人から興奮した様子で会社に電話があったため、内容を確認したいとのことであり、請求人に対し説明した内容を伝えるとともに、8月分給与については全額収入認定となるため、一括返済を求める意向の借金返済について、請求人から相談があれば分割返済の検討を依頼した。

また、改めて7月分給与の支払について確認したところ、知人が受け取りに来た際に、請求人に連絡し、借金返済額の確認及び返済後の給与残額は知人が保管することの了承を得たこと並びに知人にも借金をしているようなので詳しく確認する必要があるのではとの回答を得た。

令和元年9月2日

請求人が来所。請求人から令和元年8月分の収入申告書、8月分給与の給与明細書及び借金返済に係る領収書の提出あり。また、8月分給与は現金で受け取り、受け取った給与については、借金返済に全額充てたとの申告あり。

請求人に対し7月分給与に関する知人への確認について質問するも、電話は着信拒否をされており、知人宅に行っても会えなかったとの申告があった。勤め先から7月分給与の残額は知人が預かったとの申告があるため、知人が預かっている給与残額があるのならば、確認し速やかに受領するとともに給与明細書及び借金の証収書を提出する必要があることを説明する。

請求人は憤慨し、大きな声で保護の開始を要求するため、給与残額の有無を確認しなければ、保護を要する状態かどうかの判断ができないため必要書類を提出するよう説明したところ、勝手に退所する。

同日、請求人が知人とともに再度来所。請求人から7月分給与の給与明細書及び給与受領書の提出あり。給与受領書の受領者氏名について請求人が自署したようであったため確認したところ、請求人からは覚えていないとの申告あり。さらに、7月分給与について受け取っていないと申告したことについて確認するも、パニック状態で何も覚えていなかったとの申告あり。

また、請求人から提出された書類内容と勤め先からの回答内容が異なることから、請求人に対し、保護申請日から本日までの申告内容及び提出書類について間違いないか確認するも、間違いないとの申告であった。

令和元年9月10日

保護の要否及び保護申請後の収入の取扱いについて判断するため、ケース診断会議を開催。請求人は、申請後の面談において精神的に不安定な状態が確認でき、健康保険加入手続きも困難な状態であるため、速やかに受診ができる環境を整える必要があることから、保護を要する状態であると判断し、保護申請日（令和元年8月20日）から保護を開始することに決定する。

また、兄からの入金について請求人から借金との申し出があるが、返済の事実が確認できないため、扶養義務者からの「仕送り、贈与等による収入」（次官通知第8-3-(2)-イ）と判断し、8月分給与については、保護申請日から現在まで就労していないことから通常の就労収入とはみなさず、「保険金その他の臨時収入」（次官通知第8-3-(2)-エー（イ））として取り扱うこととし、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8-1-(5)に基づき分割で収入認定することに決定する。

令和元年9月19日

請求人が来所。保護開始にあたり、請求人に対し、本件処分通知書を手交するとともに、令和元年8月20日に交付済みの保護のしおりについて、目を通し、内容を理解したことを確認する。また、兄からの入金30,000円及び8月分給与209,700円から所得税1,850円を除き、8,000円を超えた199,850円の合計229,850円について令和元年8月から同年10月分までの保護費で分割して収入認定していることを説明する。

また、請求人が保護費が出ないことについて話をするため、8月分給与から自身の意思で借金返済に充てた場合は、収入認定となることを何度も説明したこと伝え、なぜ却下にならなかったと話をするため、申請後の面談において精神的に不安定な状態が確認でき、保護を要する状態であると判断し、保護申請日から保護を開始したことを説明する。

令和元年9月25日

請求人が来所。請求人から保護費が支給されない理由を知りたいとの質問があり、兄からの入金による収入と8月分給与を分割で収入認定しているからであると説明する。さらに、保護が却下にならなかった理由を知りたいとの質問があり、申請後の面談において精神的に不安定な状態が確認でき、保護を要する状態であると判断し、保護申請日から保護を開始したと説明する。また、請求人からは保護申請以降、保護を開始して欲しいと繰り返し訴えており、保護開始になれば8月分給与は収入認定されとの説明を受けても、なお保護を開始して欲しいと話していたこと、保護申請の取下げができることを把握していたにも拘わらず、保護申請

を取下げることなく保護申請の意思を示したままであったことを説明する。

請求人はその後も同様の質問を繰り返すため、処分庁も同様の説明を繰り返して行ったところ、最後に請求人が憤慨して勝手に退所してしまう。

イ 本件処分の正当性

法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めており、法第5条では、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

また、法第9条では「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとする。」と定めており、法第24条第1項では、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。」とし、同項4号で「要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）」と定めている。

さらに、局長通知第9-1では「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。」されており、次官通知第8-1-（3）では「収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。」とされ、同（4）では「収入の認定にあたっては、（1）から（3）までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」とされている。

なお、次官通知第8-3-（2）-イ-（ア）では「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」、次官通知第8-3-（2）-エ-（イ）では「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（（3）のオ、カ又はキに該当する

額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされており、局長通知第8-1-(5)では「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続き6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。」とされている。

上記により、処分庁は、請求人に対し生活保護のしおりを交付し、保護の取下げ、却下、収入認定について説明を行うも、保護申請後、一貫して保護の開始を訴えており、興奮した状態で来所、面談中に憤慨し勝手に退所、電話で泣き叫ぶ等の行為があり、精神的に不安定な状態であると確認したことから、健康保険未加入状態のため、速やかに医療機関に受診できる環境を整える必要があり、保護を要する状態であると判断し、保護を開始したものである。

また、収入の認定は、次官通知第8-1-(3)及び(4)に基づき資料の提出を行わせるとともに、請求人並びに関係先である勤め先や知人から聞き取り調査を行ったうえで行っており、令和元年8月22日に兄から入金された30,000円について、請求人は兄からの借金と申告しているが、返済の事実が確認できないことから、扶養義務者からの仕送り、贈与等による収入と判断し、次官通知第8-3-(2)-イ(ア)に基づき令和元年8月分として全額収入認定を行ったものである。

さらに、保護開始後に支払われた8月分給与209,700円については、保護申請以前の就労によって得られたものであるが、請求人は傷病により失業、保護申請後の面談にて精神的に不安定な状態から保護を要する状態と判断し、受診指導を行っており、保護申請日から現在まで就労していないことから、就労にともなう収入とはみなさず保険金その他の臨時的収入と判断、請求人が支払った借入返済金は次官通知第8-3-(3)で掲げるアからチの収入として認定しないものに該当しないことから控除対象としないものとして、次官通知第8-3-(2)-エ(イ)及び局長通知第8-1-(5)に基づき、所得税1,850円を必要経費として実費控除を行った後、8,000円を超える額である199,850円を令和元年8月分40,514円、同年9月分118,830円、同年10月分40,505円として分割収入認定を行ったものである。

なお、令和元年8月分に係る本件処分1通知書記載の手持ち金額については、システム処理上、申請月の収入認定は自動で日割り計算が行われるため、便宜上手持ち金額を活用して収入認定を行っているものであり、その旨、請求人に対し令和元年9月19日に説明を行っており、請求人の手持ち金3,067円については、最低生活費118,830円の5割未満であることから生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の問10-2答1に基づき、認定を行っていない。

以上のとおり、本件処分については法に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 審理員が令和2年7月15日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 収入認定について

本件処分の正当性については令和2年2月28日付け弁明書において述べたとおりである。

処分庁は、請求人から申告及び調査による資料に基づき、収入認定を行っており、負債の返済について請求人の主張する「個別的都合では清算を断ることができない清算」であったとしても、収入から過去の債務に対する精算金を控除することは出来ないものである。

イ 労働基準監督署への相談について

請求人には、保護開始後も処分庁の判断に変更がないことは繰り返し説明しており、請求人の主張する給与受領に関する相談機関としては労働基準監督署を案内したものである。

ウ 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点はないことから本件審査請求は棄却されるべきである。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 処分庁が令和元年8月20日に受理した保護開始（変更）申請書には、保護を要する理由として、「仕事を辞め生活が出きないため」との記載がある。

イ 令和元年8月20日付けのケース記録票には、「請求人の勤務していた会社は給与が翌月末払いのため、6月就労の給与が7月末、7月就労の給与が8月末となる。請求人の主張では7月末の給与も8月末の給与も会社に借金があるので支給してもらえないとのこと。昨日、知人に頼んで、7月の給与が支給されないことがわかる証明書をもらってきてもらうことになっていたが、知人から渡されたのは健康保険資格喪失証明書だけで、これを持って行って保護申請すればよいと言われたとのこと。これでは給与が支給されないことはわからないことを説明すると、請求人より直接社長に電話して話しをしてほしいとのこと。こちらから社長に架電し事情を説明したところ、7月も8月も給与は支給するし、7月分の給与については既に支給済みで請求人より受領書ももらっているとのことだった。社長より処分庁に請求人の7月分給与明細と受領書の写しを提出してもよいとのことだった。請求人に社長と話した内容を伝えたとところ、絶対にもらっていないとのこと。両者の話しが完全に食い違うので、こちらとしてはどちらの話しが真実なのか判断できないことを伝えよう

えで、請求人に給与が支給されていないことが客観的にわからなければ、会社から請求人の給与明細等の提示があったら、請求人に給与の支給があったと判断せざるを得ないことを説明。

もし8月分の給与が多額である場合は、保護申請を行っても申請却下となる可能性があること、また保護が開始されていた場合は8月に支給される給与は収入認定の対象となることを説明し、実際に8月分の給与が借金の清算に費消されて残らないのならば、先に支給された給与で借金の清算をしてはどうかと伝える。請求人は、できるだけ早く病院にも行きたいし、少しでも早く保護を開始してもらいたいので、もし8月分の給与によって申請却下になった場合はすぐに再申請するし、収入認定されることになってかまわないのでどうしても本日保護申請をしたいとのことで申請を受理する。」との記載がある。

ウ 令和元年9月17日を起案日とし、同月18日を決裁日とする新規申請調査ケース記録票には、保護の決定を記載する欄に、「【収入】 ①(兄)からの入金30,000円:開始時より認定 ②209,700円(所得税1,850円)8/31支払い分:開始時から分割認定 開始時に8,000円を超える199,850円(所得税控除済額)を分割認定 【手持ち金】 銀行:1,467円 現金:1,600円 合計:3,067円 保有容認額59,415円(最低生活費:118,830円)※手持ち金が保有容認額の範囲内のため、収入認定を行わない。」との記載がある。

エ 処分庁が令和元年8月21日に受理した資産申告書には、「現金 有 1600円(令和1年8月20日現在)」、「預貯金(銀行等) 有 A銀行 131円、B銀行 950円、C銀行 386円」との記載がある。

オ 令和元年8月23日付けのケース記録票には、「【(兄)からの入金について】 請求人より、緊急の支払い等があり保護申請後に(兄)から3万円送金してもらったと申告あり。保護申請後の収入となるため、収入申告が必要であることを説明。また保護申請日から保護開始となれば、収入認定の対象となることについても説明。」との記載がある。

カ 令和元年8月23日付けのケース記録票には、「請求人の就労先であった会社の最高顧問来所。処分庁の法第29条調査の依頼に対し、回答を説明のうえ提出したいとのこと。(中略)退職日は令和元年7月28日で、退職後の7/31の給与はすでに支払い済みとのこと。7/31に給与を支払った後、同日に借金150,000円を返済してもらったとのこと。請求人の給与の受領書や借金返済の領主書の写しは回答書類になかったため確認したところ、そのよう書類は渡していないとのこと。しかし請求人に給与を支払ったことは間違いないとのことであった。8/31支払予定の給与から、借金残額173,961円は一括返済を求める意思とのことで、その際に給与明細書と返

済分の領収書を必ず請求人に渡すようお願いしておく。」との記載がある。

キ 処分庁が令和元年8月23日に受理したD社の給与証明書には、「区分 7月分、支給額小計 106,050、控除額小計 1,030、差引支給額 105c,020」、「区分 8月分、支給額小計 87,150、控除額小計 0、差引支給額 87,150」との記載がある。

ク 処分庁が令和元年8月23日に受理したE社の給与証明書には、「区分 7月分 給与・手当額 小計(イ) 191150、控除額 小計(ロ) 31,251、差引支給額(イ) - (ロ) 159,899」、「区分 8月分 給与・手当額 小計(イ) 122,550、控除額小計(ロ) 1850、差引支給額(イ) - (ロ) 120,700」との記載がある。

ケ 令和元年8月27日付けのケース記録票には、「請求人来所。(中略)就労先から給与の支払いについて回答があった旨を説明。7/31に給与は支払っており、同日に150,000円の借金を返済してもらい、残りは請求人が受け取っていると説明があった旨も説明。請求人は興奮した様子で、請求人は一切受け取っていないと繰り返し話するため、給与の受け取りには行ったのか再度確認したところ、請求人自身は怖いので知人に行ってもらったと話す。知人から報告は受けていないのか確認したところ、請求人は返答しないため、請求人自身が知人か会社へ直接確認を行い、給与明細書と借金返済の領収書を発行してもらうように説明。それでも請求人は受取っていないと繰り返し話し、会社から処分庁への回答書類を見せてほしいと話す。(中略)請求人からの申告内容と処分庁の調査等にて、請求人が要保護状態であるのか判断する必要があるため、請求人自身が正しく申告しなければ、保護を要しない状態と判断される可能性について説明。そのため、7/31の支払給与について、給与明細書と借金返済の領収書を発行してもらい、提出するように説明。また、8/31の支払予定の給与については、請求人自身が会社に行き、給与明細書を必ず受け取るように説明。また借金を返済した場合は、返済分の領収書も必ず受け取るように説明。借金返済については、再度分割返済を相談するように説明。理由としては、保護開始となった場合、収入の使途として借金返済は認められず、全額収入認定となる可能性があるためである旨を説明。そのため、借金の分割返済は相談するように伝え、もし借金を一括返済した場合は、借金の一括返済を請求人自身が選択して返済したと判断することになる旨も説明しておく。請求人了承。請求人自身が会社に行けないのであれば、処分庁にて当職が同席することも可能である旨を説明。当職が同席することで、給与の受け取りを第三者が確認することになるので、会社が了承するのであれば、可能な限り請求人と会社の担当者で来所するように伝える。そのために会社に事前に相談の連絡をしておくように伝える。請求人了承。7/31支払分給与、8/31支払予定給与の給与明細書、借金返済分の領収書を令和元年9月2日に提出するように説明。来所時は事前連絡のうえ、来所するように説明しておく。請求人了承。請求人は保護申請を取下げることにもできるのかと質問するため、取下げることにも可能であると説明。

保護申請を取下げ的意思があるのか確認したところ、本日は保護申請の取下げの意思はないとのことで、保護申請の取下げを行う場合は、処分庁へ申出るように説明しておく。請求人了承。」との記載がある。

コ 処分庁が令和元年8月27日に受理した携帯電話画面に表示された請求人の通帳の明細の写真には、同月22日に兄から30,000円の振り込みがあることが確認できる。

サ 令和元年8月29日付けのケース記録票には、「請求人より入電。大変興奮した様子で、就労先へ連絡したら、「証明が必要な書類は全部処分庁に提出している。給与は全額借金返済に充ててもらおう。」と話していた。もうどうにもならないので生活保護を何とかお願いしたいと泣いて話す。誰と話したのか確認すると、最高顧問とのことであった。落ち着くように伝え、7月分給与について確認したのか尋ねると、知人に確認を取ろうにも電話に出てくれないと返答する。知人宅は知っているのか尋ねると、知っているとのことで、電話ではなく直接確認に行くように説明。請求人は「とりあえず確認はするから、早く生活保護を開始して!!」と泣きながら叫ぶため、現時点で保護を要する状態か確認できないため、前回面談した際に説明を行った書類を速やかに提出するように説明。請求人のノートに書いてあるので、再度自身で確認するように伝える。請求人はその後も興奮状態が続き、同様の話を繰り返すため、同様の説明を繰り返し行った。」との記載がある。

シ D社とE社が連名で発行した請求人あての令和元年8月31日付けの領収書には、「7月分給与8月分給与から本人借入れ金 一金 323,961円也受領した事をここに証します。」との記載がある。

ス 令和元年9月2日付けのケース記録票には、「請求人事前連絡のうえ来所。(中略) 8/31に会社まで給与を受け取りに行き、給与は全額借金返済に充てたとのこと。給与明細書と借金返済の領収書を提出。転居費用の領収書の原本も返却してもらい、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書も受け取ったとのこと。給与の支払いは、現金を受け取ってから借金の返済をしたのか確認すると、現金を受け取ってから借金の返済をしたと返答する。同様の質問を何度かするが、請求人は間違いないと繰り返し返答する。7/31支払い給与について知人に確認したのか尋ねると、電話は着信拒否されているし、8/29に知人宅にも行ったが会えなかったと話す。8/31支払い給与を全額借金返済に充てたことは確認できたが、7/31支払給与の残金を知人が預かっているのであれば、速やかに受け取り、給与明細書と借金の領収書を提出する必要があることを説明。請求人は憤慨し、「受け取ってないことに間違いはない!やれと言われたことはやった。何とか保護を開始してくださいよ!!」と大きな声で話すため、保護より優先して活用できる現金があることが発覚したため、速やかに知人から給与の残金を受け取るように説明。(中略) 請求人と知人が来所。7/31支払の

給与明細書と給与受領書を提出。給与受領書は令和元年7月26日に発行されており、「請求人」と署名しているため、請求人が署名したのか確認したところ、請求人は「そのようだが、全く覚えていない。」と返答する。なぜ受け取っていないと申告していたのか尋ねると、パニック状態で何も覚えていなかったからと返答する。提出書類の内容を確認したところ、下記①のとおり申告があった。しかしD社からの回答内容を確認すると、下記②の内訳となっており、申告内容に違いがある。引っ越し代としてD社から借金をしていたため、引っ越し代は誰から借金したのか尋ねると、知人の事務所が75,000円立替えていたと返答する。処分庁の調査では違う会社からも引っ越し代を借金していると説明し、正しく申告するように伝えたところ、請求人はわからないと話すばかりで、代わりに知人が「引っ越し代の足りない部分をD社から借金したようだ。」と返答する。引っ越し業者の領収書を提出するように伝え、引っ越しを知人の事務所が行ったと返答する。請求人に間違いないのか確認したところ、7月は本当にパニック状態で何も覚えていないと話す。本日の提出書類では、D社への返済が187,000円の返済となっており、D社からの回答では150,000円の返済となっており、この点も申告内容が違う。この点は説明せずに、請求人に対し、保護申請から本日までの申告内容と提出書類について、正しい申告内容であるのか再度確認したところ、間違いないと返答し、早く保護を開始してほしいと話す。①【請求人からの申告のあった内訳】 受領給与 264,919円 立替金 187,000円 (D社への返済) 借金返済 75,000円 (知人の事務所の引っ越し代立替え分) 残金 2,919円 ②【D社に確認した内訳】 給与合計 297,200円 給与控除 32,281円 前払給与 35,000円 (会社からの回答内容に受領書あり) 借金返済 150,000円 残金 79,919円」との記載がある。

セ 処分庁が令和元年9月2日に受理した収入申告書には、働いて得た収入を記載する欄に「8月分 総収入 207850円 必要経費 1850円」との記載がある。

ソ 処分庁が令和元年9月2日に受理したD社の令和元年7月分給与明細書には、「支給 合計 106,050」、「控除 合計 1,030」、「差引支給額 105,020」との記載がある。

タ 処分庁が令和元年9月2日に受理したE社の令和元年7月分給与明細書には、「支給 合計 191,150」、「控除 合計 31,251」、「差引支給額 159,899」との記載がある。

チ 処分庁が令和元年9月2日に受理した給与受領書には、受領者氏名を記載する欄に、請求人の署名と押印があり、「手取金 264,919円 (内 35,000円 は先月受理の為差引く。) 月分給与として別紙明細にて確認した。令和元年7月26日」との記載がある。

ツ 処分庁が令和元年9月2日に受理した請求人宛に知人の事務所から発行された令和元年7月31日付けの領収書には、「¥75,000— 但 令和1年5月10日 引越代として作業員4名、4t車レンタル代及ガソリン代」との記載がある。

テ 処分庁が令和元年9月2日に受理したD社の令和元年8月分給与明細書には、「支給日 令和1年8月30日」、「支給 合計 87,150」、「差引支給額 87,150」との記載がある。

ト 処分庁が令和元年9月2日に受理したE社の令和元年8月分給与明細書には、「令和1年8月30日」、「支給 合計 122,550」、「控除 合計 1,850」、「差引支給額 120,700」との記載がある。

ナ 令和元年9月10日に開催されたケース診断会議の記録票には、会議の要点・内容及び結論を記載する欄に、「請求人は申請後の面談において精神的に不安定な状態が確認でき、健康保険加入手続きも困難な状態であるため、保護を開始し、速やかに受診ができる環境を整える必要があると判断する。また兄からの入金には請求人より借金との申し出があるが、返済の事実が確認できないため、扶養義務者からの「仕送り、贈与等による収入」（次官通知第8-3-(2)-イ）と判断。令和元年8月31日支払い給与は保護申請日から現在まで就労していないことから通常の就労収入とはみなさず、「保険金その他の臨時収入」（次官通知第8-3-(2)-エー(イ)）として取り扱うこととし、局長通知第8-1-(5)に基づき分割で収入認定することとする。」との記載がある。

ニ 令和元年9月19日付けのケース記録票には、「【収入認定について】 保護開始にあたり、本件処分通知書を手渡し、説明を行う。保護申請日から保護開始となったが、①兄からの入金30,000円②8/31支払給与総額から所得税を除き、8,000円を超えた199,850円の合計229,850円を分割で収入認定していることを説明。収入認定されていることを確認するため、本件処分通知書の記載欄を指さし説明。請求人は「手持ち金なんてないけど」と話すため、システムにて、保護開始時の収入認定は手持ち金としてしか入力できないことを説明し、手持ち金と記載されているのは、説明した収入の分割認定であると説明。請求人は「保護費が出ないんですか？」と話すため、8/31支払給与から請求人の意思で借金返済に充てた場合は、収入認定となる旨は何度も説明していると伝える。すると請求人は「それなら何で却下にしてくれなかったんですか？」と話すため、請求人の今までの経緯から、速やかに病院への受診が必要と思われ、保護を要する状態にあると判断したと説明する。請求人は渋々といった様子で「わかりました。」と返答する。」との記載がある。

ヌ 令和元年9月25日付けのケース記録票には、「＜来所＞（中略）請求人は「何で保

護費が全然ないわけ？」と質問するため、8/31 支払給与を分割で収入認定しているからであると説明。請求人は「それなら何で却下にならなかったわけ？」と質問するため、保護を要する状態であると判断したからであると説明。また請求人自身も保護申請後、保護を開始してほしいと繰り返し当職に訴えていた状況で、保護開始となれば、8/31 支払給与が収入認定になる旨も説明しており、それでも保護を開始してほしいと話していた旨を説明。また請求人は保護申請の取下げができることも把握しており、それでも請求人自身が保護申請を取り下げず、保護申請の意思は変わらない状況であったと説明。当然請求人の保護を開始してほしいと強く訴えたからといって保護が開始になるわけではないが、本日のように興奮した状況で来所したり、面談中に憤慨して勝手に退所してしまったり、電話で泣き叫ぶこともある状況からも、1日も早く病院へ受診する必要があると思われ、処分庁の調査内容も含め、請求人が保護を要する状態であると判断したと説明。保護の申請も、8/31 支払給与が収入認定になる説明を受けたうえで給与全額を借金返済に充てたのも、保護申請を取下げなかったのも、請求人自身の意思で決めたことであると説明。」との記載がある。

ネ 令和元年9月27日付けのケース記録票には、「請求人来所。(中略) 7/31 支払給与は一度受け取ったものの知人の事務所へ借金返済したために現金は残っていなかったこと、8/31 支払給与は一度現金で受け取ってから借金返済に充てたこと、この2点について、請求人に対しては何度も申告内容に間違いはないのか確認したが、請求人自身が間違いないと申告したのでであると説明。また請求人は保護申請の取下げができるということも把握していたが、請求人は一貫して保護を開始してほしいと強く訴えていた状況で、請求人の申告内容と処分庁の調査内容から、継続して保護を要する状況であると判断し、却下ではなく保護を開始したと説明。請求人自身が強く希望したとおり保護が開始になったにもかかわらず、また保護開始となれば収入認定になる旨も何度も説明していたにもかかわらず、支給される保護費を本件処分通知書で確認したら、今度は却下にしてほしかったのに却下にならなかったと説明を求めていることに対して、本日の説明を受け、請求人自身はどのように考えているのか尋ねると、請求人は自分がどのように申告したのかわかっていなかったと返答する。具体的な内容を確認すると、7/31 支払給与は本当に受け取っておらず、受領書も請求人が署名していない。また8/31 支払給与も確かに受け取りに行ったが、一度も現金を見ていないし、そのまま借金返済させられたと話す。そうであれば、処分庁が確認した際に何故正しく申告しなかったのか尋ねると、請求人自身もどのように申告していたのか覚えておらず、請求人自身も驚いていると話す。再度請求人の申告内容が変わったことになるが、それであれば相談先は処分庁ではなく労働基準監督署であると説明。」との記載がある。

ノ 令和元年 10 月 9 日付けのケース記録票には、「就労先であった会社の最高顧問へ

架電。(中略) 8/31 支払給与について、請求人から受領書の提出がなかった旨を説明し、受領書は署名してもらったのか確認したところ、請求人に受領した旨を記入してもらったとのこと。文書にて照会するので、受領書を請求人が記入した旨の回答をお願いしたいと説明したところ、過去に照会があったので、すぐに回答するとのこと。回答内容を確認したところ、7・8月分の給与を全額受理したと記入していた。最高顧問は請求人が給与を受け取っていないと話す可能性があったため、会社の職員に同席してもらい、請求人に現金を手渡し、借金を返済してもらうところを見てもらっていたとのこと。また請求人が給与を受理した旨を記入していた際も同席してもらい、最高顧問と請求人の2人になった時間はないとのことであった。また借金返済後も給与が4万円弱残っていたため、全く現金を受け取っていないと話しているのであれば、それは誤りであると最高顧問は話していた。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、「保護の補足性」について規定しており、第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定め、同条第4項は、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と定めている。
- (3) 次官通知第8の1の(3)は、「収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。」と定め、また、(4)は、「収入の認定にあたっては、(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と定めている。
- (4) 次官通知第8の3の(2)のイの(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭で

あって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と定めている。

(5) 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額 8000 円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。

(6) 局長通知第8の1の(5)は、「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとする。」と定めている。

(7) 局長通知第9の1は、「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。」と定めている。

(8) 課長通知の第10の問10の2の答の1は、「保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費の(医療扶助及び介護扶助を除く。)の5割を超える額とする」と定めている。

2. 本件処分について

(1) 処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨1(3)アからウのとおり、請求人が令和元年8月20日に行った保護申請について、請求人の保護を開始し、令和元年8月分の保護費について、手持金として70,514円認定し、保護費の支給額を0円とする本件処分1を行ったこと、同年9月分の保護費について、請求人の最終給与をその他収入として認定し、118,830円を保護費に充当し、保護費の支給額を0円とする本件処分2を行ったこと、同年10月分の保護費について、請求人の最終給与をその他収入として認定し、40,506円を保護費に充当し、保護費の支給額を78,094円とする本件処分3を行ったことが認められる。

(2) 以下検討すると、前記審理関係人の主張の要旨2(3)ア、コ、ス、テ、ト、ナのとおり、処分庁は、請求人が保護の開始申請を行った後に得た兄からの入金については、

前記1(4)に基づき収入として認定を行い、D社及びE社からの支払給与については、前記1(5)に基づき収入として認定を行い、これらの収入を令和元年8月分から同年10月分までの3か月に分割して保護費に充当したことが認められる。

しかしながら、前記1(6)のとおり、収入を分割して認定する場合は、収入があった月から引き続く6か月以内の期間で分割して認定することとされているところ、処分庁が、請求人の収入を3か月に分割して認定を行うにあたり、請求人の手持金や生活状況等を考慮した上で検討した形跡は、本件事件記録から確認することができない。

また、前記審理関係人の主張の要旨2(3)スのとおり、請求人は、D社及びE社から受け取った給与について、全額借金の返済に充てた旨申告しているところ、処分庁は、借金の返済に充てた後の請求人の手持金や生活状況等について調査を行った形跡は認められない。

以上からすると、前記審理関係人の主張の要旨1(3)ア及びイのとおり、保護開始月から2か月もの間、請求人に対する保護費の支給額が0円であったことを踏まえると、処分庁は、請求人の困窮状況等を考慮せず、請求人が得た収入を機械的に保護開始月から充当したものであり、本件処分の判断の過程には瑕疵があると言わざるを得ない。

- (3) なお、請求人は、本件処分1に際して、架空の手持金を認定しており、本件処分1は違法である旨主張している。

処分庁は、令和元年8月分に係る本件処分1通知書記載の手持金額については、システム処理上、申請月の収入認定は自動で日割計算が行われるため、便宜上手持金欄を活用して収入認定を行っているものであり、請求人の手持金3,067円については、前記1(8)に基づき、収入認定を行っていない旨主張している。

確かに、本件処分1通知書をみると、収入充当額の欄が空欄であり、本来、収入充当額の欄に記載すべき額が手持金の欄に記載されているものの、当該記載を行った理由について記載がない。

また、前記審理関係人の主張の要旨2(3)二のとおり、処分庁は、請求人に対し、便宜上手持金欄を活用して収入認定を行っていることを説明した旨の記載が認められるが、どのような説明を行ったのが本件事件記録から具体的に確認することができない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟(不服申立て、訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分1通知書の記載内容には、収入充当額の欄に記載すべき額が手持金の欄に記載されていることについて何ら記載がなく、請求人に疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由の提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容

易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

- (4) 以上のとおり、処分庁は、本件処分を行うにあたって、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の生活状況等検討すべき個別具体の事情についての調査を行っておらず、機械的に収入認定を行った点において、その手続に違法又は不当な点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年8月23日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の

取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

